生協の食品添加物についての基本的な考え方

コープぎふ

生協が行ってきた食の安全の取り組み

生協発足時からの食品安全行政に対する不安を解消するため、1999年から生協を中心とした消費者団体が食の安全を守る食品衛生法の抜本改正を求める運動を展開してきました。東海の3生協は組合員数を上回る署名を集め、全国では1373万筆もの署名を集めることができました。そして運動の成果として食品衛生法の改正にとどまらず2003年には食品安全基本法が制定され、食品安全委員会の設置等、日本の食品安全行政の「大転換」ともいうべき画期的な前進を実現することができました。生協が食の安全を確保する仕組みづくりに大きな役割を果たしてきたのです。そして、全体としてみれば、食品の安全を科学的に評価するリスクアナリシスに基づく食品安全行政が機能し適正な管理が行われるようになりました。

日本における食品添加物の使用を管理する仕組み（リスクアナリシス）

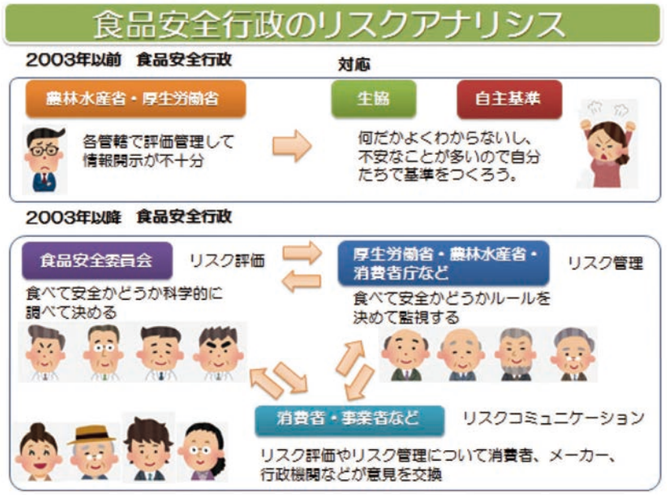

食品添加物使用上の基本的考え方

- 食品添加物使用の是否は、安全性評価を第一義とします。
- 安全性評価に関わっては、食品安全委員会、日本生協連等の新たな知見に基づいています。
- 安全性評価の如何にかかわらず、使用しなくて済むものは可能な限り使用しません。
- リクエスト商品・アレルギー配慮食品・健康機能食品など組合員の特別の要望を受けて、その取り扱いを検討する商品において、この基準が必ずしも合致しない商品（企画）が発生した場合には、その都度使用の目的を明確にします。

COOP商品の食品添加物基準について

専門家と日本生協連で構成する食品添加物研究会では食品添加物の安全性の検討を行い、懸念される問題が残っている物については使用を認めない不使用添加物、使用を制限する使用制限添加物として定めています。

COOP商品の食品添加物基準では不使用添加物12品目、使用制限添加物43品目を指定しています。

（「不使用添加物」「使用制限添加物」は東海コープホームページで公開しています。）

東海コープ
ホームページ

食品添加物使用基準

- 右のように生協では、不使用添加物と使用制限添加物を定めています。
- 不使用添加物はすべての商品において使用しません。
- 使用制限添加物は、一般商品（コープ商品以外の商品）は制限対象外です。しかし、使用制限添加物が使用されている商品の扱いは差し控えます。

	コープ商品	一般商品
不使用添加物	使用しません	使用しません
使用制限添加物	原則使用しません	使用できます

不使用添加物（次の点について懸念される問題が残っているもの）

❶遺伝毒性発がん物質と考えられるもの

❷ADI※が信頼できる機関で設定されておらず、日本生協連としてそれを補う科学データが入手できなかったもの

※ADI：一日摂取許容量。ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に影響がないとされる量。

❸安全性に関する科学的なデータが入手できず、成分規格等に懸念される情報があるもの

使用制限添加物（上記不使用添加物①②③には該当しないが、次の点について懸念される問題が残っているもの）

❶添加物を製造するときや使用した場合に発生する不純物などに安全上問題があるもの

❷製品としての添加物の純度など成分規格に不十分な点があるもの

❸国が評価していない新しいリスク要因が懸念されるもの

講演会のご案内　健康と食生活 ～栄養健康リテラシーを身に着けよう！～

東京大学大学院教授 佐々木敏先生をお迎えし、「健康と食生活」を切り口に、栄養について科学的に考え判断する力や適切に選択する力を身につけることをテーマに、具体的な例を題材に講演頂きます。

開催日時　2017年3月11日(土)　14:00～16:10

会場　名古屋国際会議場2号館　住所：名古屋市熱田区熱田西町1-1

講師　佐々木（ささき） 敏（さとし） 先生

いち早く食べ物（栄養）と健康とのつながりを疫学的に調べる栄養疫学「EBN」を提唱し、日本人が健康を維持するために摂取すべき栄養素とその量を示したガイドライン「食事摂取基準」（厚生労働省）策定に貢献。日本の栄養疫学研究において、中心的役割を担い続ける。

参加費　無料

参加者には事前に食生活に関わる調査票にご記入いただき、日ごろの食生活における摂取傾向をデータ分析し、ご自身やご家族の食生活を見直す機会としていただけます。

主催　生活協同組合連合会東海コープ事業連合、くらしと商品のコミュニケーション委員会

お申込み・お問い合わせ先　コープぎふ経営企画部：058-370-6875（大坪）

やりくりアイディア

LPAの井戸端会議

配偶者控除「103万円の壁」が変わる!?

LPA（ライフプランアドバイザー）
岩本（いわもと） 恵巳子（えみこ）

昨年10月の新聞紙上で「配偶者控除存続へ」の記事を見て、ほっとした人もいらっしゃるでしょう。ただし「一億総活躍社会」を目指す今、配偶者控除が見直されることになりました。

配偶者控除って？

配偶者控除とは配偶者の収入が103万円以下の場合、世帯主の給与所得から38万円を引き、世帯主の納税額を少なくする仕組みです。そこで妻がパートで働く際に、世帯全体の手取り額が減るのを防ぐため、自らの収入を103万円以下に抑えようとしがちです。これを「103万円の壁」と呼び、女性の社会進出を阻む原因とされてきました。

各制度の見直しに目を向けよう

女性の就労を後押しするために、税制以外にもいろいろな制度が見直されつつあります。およそ7割の企業で導入されている「配偶者手当」もその1つです。配偶者手当は、配偶者控除と同じく配偶者の収入が103万円以下を支給要件としているものですが、この制度も既に見直しが検討されているようです。

社会保険では昨年10月、「130万円の壁」が崩れ、大企業に限っての適用拡大で「106万円の壁」が新たにできました。今後も、段階的に見直される予定です。

人口減による人手不足や、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るなか、税制のみならず社会全体が変化を求められています。自分の働き方を考える際には、これらをきちんと理解しておくことが大切です。ニュースや、世帯主の勤務する会社の規則の改正などにも注意してみてください。

LPAの会では1月に「サラリーマンの妻のための知って得する税金の話」の楽習会を開催します。源泉徴収票の見方から話題の配偶者控除について、医療費控除の話などわかりやすく説明し、主婦の働き方と税金の関係などの疑問を解決します。みなさんの参加をお待ちしています。

お問い合わせ
コープぎふ LPAの会事務局
TEL 058-370-6713
月～金曜日　9時～17時（土日休み）

わたしのひとこと

漢字クイズ、今までスルーしていました。やってみたら応募したくなり、今回はじめて応募しました！
｜八百津町 ぴーさん｜